

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 18 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 小 嶋 富 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 9 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 6 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 28 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 6 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	8,100,000 6,480,000	一括	1,620,000	105,751	0
1	1,340,000				
2	2,710,000				
3	4,050,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 山武市上横地字高塚
地 番 1 1 9 6 番 2
地 目 宅地
地 積 2 3 4. 0 0 平方メートル

所有者 A

2 (一棟の建物の表示)

- 所 在 山武市上横地字高塚 1 1 9 6 番地 2
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 1 1 5. 9 3 平方メートル
2 階 1 0 7. 2 3 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

- 家屋 番号 上横地 1 1 9 6 番 2 の 1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造 1 階建
床 面 積 1 階部分 1 1 2. 6 8 平方メートル

所有者 B

3 (一棟の建物の表示)

- 所 在 山武市上横地字高塚 1 1 9 6 番地 2
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 1 1 5. 9 3 平方メートル
2 階 1 0 7. 2 3 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

物 件 目 録

家屋 番号 土横地 1 1 9 6 番 2 の 2

種 類 居宅

構 造 鉄骨造 1 階建

床 面 積 2 階部分 1 0 3 . 9 8 平方メートル

(現況)

種 類 居宅、事務所

所有者 B

物 件 明 細 書

令和 7年 4月22日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 上 野 裕 介

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件土地の一部（建物敷地以外の部分）につき、有限会社アルウッド建材が資材置場として占有している。同社の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号2】

有限会社アルウッド建材が占有している。同社の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号3】

・2階事務所部分につき、有限会社アルウッド建材が占有している。同社の占有権原は使用借権と認められる。

・2階事務所部分を除く居宅部分につき、本件所有者及びCが共同して占有している。Cの占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

・北西側市道との境界が不明確である。

・隣地（地番1235番1及び1234番4）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。



- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 山武市上横地字高塚
地 番 1196番2
地 目 宅地
地 積 234.00平方メートル
所有者 A

2 (一棟の建物の表示)

所 在 山武市上横地字高塚1196番地2
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 115.93平方メートル
2階 107.23平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 上横地1196番2の1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造1階建
床 面 積 1階部分 112.68平方メートル
所有者 B

3 (一棟の建物の表示)

所 在 山武市上横地字高塚1196番地2
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 115.93平方メートル
2階 107.23平方メートル

(専有部分の建物の表示)



物 件 目 録

家屋 番号 上横地1196番2の2
種 類 居宅
構 造 鉄骨造1階建
床 面 積 2階部分 103.98平方メートル
(現況)
種 類 居宅、事務所
所有者 B



令和6年(ケ)第511号
令和7年2月10日受理
令和7年3月21日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 田 中 剣 吾

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 山武市上横地字高塚
地 番 1196番2
地 目 宅地
地 積 234.00平方メートル
所有者 A

2 (一棟の建物の表示)

所 在 山武市上横地字高塚1196番地2
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 115.93平方メートル
2階 107.23平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 上横地1196番2の1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造1階建
床 面 積 1階部分 112.68平方メートル
所有者 B

3 (一棟の建物の表示)

所 在 山武市上横地字高塚1196番地2
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 115.93平方メートル
2階 107.23平方メートル

(専有部分の建物の表示)



物 件 目 録

家屋 番号 上横地1196番2の2

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 2階部分 103.98平方メートル

所有者 B



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	未実施			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 概ね地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者（B及び有限会社アルウッド建材） Bが本土地上に下記物件2及び3建物を含む一棟の建物を所有し、占有している 有限会社アルウッド建材が本土地上に同社の資材等を置いて、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」（物件1関係）のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（有限会社アルウッド建材） 上記の者が物件2を倉庫として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」（物件2関係）のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 概ね建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	未実施			
土地				
現況地目				
形状				
占有者及び占有状況				
下記以外の建物 (目的外建物)				
その他の事項				
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類：居宅・事務所 ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者B Bが物件3の一部を居宅として使用している ☒ その他の者(有限会社アルウッド建材及びC) 有限会社アルウッド建材が物件3の一部を事務所として使用している Cが物件3の一部を居宅として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」(物件3関係)のとおり			
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり			
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 概ね建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1 関係)			
占有範囲		■全部 □	
占有者		■債務者B ■有限会社アルウッド建材	
占有状況		■敷地(B) □駐車場 ■資材等置場(有限会社アルウッド建材) □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人(C(Bの息子かつ有限会社アルウッド建材取締役))の陳述／□提示文書()の要旨			
占有権原		□賃借権 ■使用借権 □	
占有開始時期		B:平成12年12月13日ころ(物件2及び3建物を含む一棟の建物の新築年月日から推定) 有限会社アルウッド建材:平成15年4月1日ころ(会社成立日から推定)	
最初の	契約日	B:平成12年12月13日 有限会社アルウッド建材:平成15年4月1日	
契約等	期間	B:平成12年12月13日から 期間の定めなし 有限会社アルウッド建材:平成15年4月1日から 期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の	期間	年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 □その他の者()	
当事者	借主	■占有者ら □その他の者()	
賃料・支払時期等		毎 金 円(毎 限り 分支払) □前払(分 円) □相殺(分 円)	
敷金・保証金		□ない □ある(□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める □	
その他		・本土地上のポール看板には有限会社アルウッド建材の名称が表示されている。 ・本土地の主に南西側・南東側部分に有限会社アルウッド建材が使用したものと推測される建築廃材等が置かれている。	
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	
Cの陳述によると、AとBは親子であるから、本土地上にBが本建物を建築することについてAは承諾していたものと推定する。また、本土地をBが代表者を務める有限会社アルウッド建材の資材等置場として使用することについてもAから承諾を受けているものと推定する。B及び有限会社アルウッド建材は本土地を共同で占有しているところ、いずれもAに賃料を支払っていないとのことであるから、AとB及び同社との間で本土地の使用貸借契約が成立していると判断した。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■有限会社アルウッド建材	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ■倉庫 ☐	
■関係人(■C(有限会社アルウッド建材取締役) ☐ ())の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		平成15年4月1日ころ(会社成立日より推定)	
最初の	契約日	平成15年4月1日	
契約等	期間	平成15年4月1日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等		毎 金 円(毎 限り 分支払) ☐ 前払(分 円) ☐ 相殺(分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		物件2内部には、主に住宅建築工事に使用される窓ガラスサッシや工具類等が存在している。	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件3関係)			
占有範囲		☐ 全部 ■建物間取略図2階事務所部分 ☐ 全部 ■建物間取略図2階事務所部分を除く居宅部分	
占有者		☐ 債務者 ■有限会社アルウッド建材 ☒ B ☒ C	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ■事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述(■C(有限会社アルウッド建材取締役)) ☐ 文書(☐) ■陳述(■C(物件3建物所有者の息子)) ☐ 文書(☐)	
占有権原		☐ 貸借 ■使用借 ☐ 転借 ☐ ☒ 所有権(Bにつき) ■使用借(Cにつき)	
占有開始時期		平成15年4月1日ころ(会社成立日より推定) 令和5年11月 日ころ(Cにつき)	
最初の契約等	契約日	平成15年4月1日 令和5年11月 日(Cにつき)	
	期間	平成15年4月1日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし 令和5年11月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし(Cにつき)	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新 ☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☒ 所有者 ☐ その他(☐) ☒ 所有者 ☐ その他(☐)	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他(☐) ☒ 占有者(C) ☐ その他(☐)	
	賃料・支払時期	毎 金 円 (毎 限り 分払) ☐ 前払(☐) ☐ 相殺(☐) 毎 金 円 (毎 限り 分払) ☐ 前払(☐) ☐ 相殺(☐)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある 金 円 ☐ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある 金 円	
特約等		☐ 譲渡転貸可 ☐ ☐ 譲渡転貸可 ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	
		BとCは親子であるから、C及びその家族がBとともに本建物に居住することについてBから承諾を受けているものと推定する。また、CはBに賃料を支払っていない旨陳述していることから、BC間で本建物の使用貸借契約が成立していると判断した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■物件 1（本土地）について

- 1 物件 2 及び 3 を含む一棟の建物(本建物)の敷地等として利用されており(写真①②参照)、北西側が幅員約 5 メートルの市道に、北東側が幅員約 3 ～ 3.5 メートルの法定外道路(赤道)に、各々に接する。北西側部分に自動車複数台分の駐車スペースがある(写真②参照)。
- 2 本土地と北東側赤道とはブロック塀等により概ね仕切られており、北東側境界付近には境界杭(推定)が見られた。北西側市道との境界線は不明瞭であり、上記ブロック塀の一部が同市道上に越境している可能性がある。南西側隣接地(1235 番 1、地目：山林、個人所有)及び南東側・南西側隣接地(1234 番 4、地目：山林、個人所有)との間にはフェンスや境界杭等は見当たらず、境界線は不明瞭である。もっとも、地積測量図や法務局備え付けの建物図面に示された本建物の位置等から、本土地の範囲を概ね認識することは可能である。
- 3 本土地の北端付近には「(有)アルウッド建材」と表示されたポール看板が立っており、本土地内に簡易物置(動産) 1 個、井戸、電柱も存在する。また、本土地の南東側・南西側部分には、有限会社アルウッド建材が使用したものと推測される建築廃材等が大量に存在し(写真③参照)、一部は南東側隣接地及び南東側・南西側隣接地の各土地にも置かれているものと思われる。

■物件 2 及び 3 を含む一棟の建物（本建物）について

本建物は、総戸数 2 戸の 2 階建ての建物であり、1 階部分が物件 2 であり、2 階部分が物件 3 である。1 階部分と 2 階部分は内部で行き来することはできず、外階段(共用部、写真④参照)が設置されている。なお、屋上に上がる階段はない。

■物件 2 について

- 1 本建物の 1 階部分であり、建築資材等を保管する倉庫として利用されている(写真⑤参照)。内部は、主に住宅建築工事に使用される窓ガラスサッシや工具類等が存在し、不用になった電化製品等も置かれている。
- 2 北東端付近にトイレが設置されている(建物間取略図 1 階参照)。トイレ入口前に建築資材が置かれていたため、ドアが開かず、内部は未確認である。入口シャッターは手動で開閉する。
- 3 天井、内壁、床に経年相応の劣化(細かな傷や変色等)及び汚損があることに加え、北東側内壁シートには雨漏りの跡らしきシミも見られた。なお、内部は大量の動産が保管されているため、床や内壁の損傷の有無・程度等について十分な調査ができなかった。

■物件 3 について

- 1 本建物の 2 階部分であり、居宅及び事務所として利用されている。居宅部分と事務所部分は玄関が別々に設置され、内部は壁で仕切られて互いに行き来することはできない(建物間取略図 2 階参照)。事務所部分の玄関ドアには「有限会社アルウッド建材」との表示があり、事務所のプレートが掲示されている。
- 2 (1) 居宅内部は、通常の生活に使用する家財道具、電化製品、生活雑貨類が存在し、居住者によって現に居宅として使用されている(写真⑥⑦参照)。
 (2) 居宅部分の天井、内壁、床に経年相応の劣化(細かな傷や変色等)及び汚損があることに加え、各室の天井・内壁クロスにひび割れや剥がれた箇所も見られた。また、リビングと洋室 4 の内壁や洋室 1 ～ 3 とトイレの各入口ドアに穴が開いており(写真⑧参照)、一部は上から紙を貼って簡易補修している。
- 3 (1) 事務所内部は、事務机や事務用品、商品カタログ等が存在していたが、営業はしていない様子であった(写真⑨参照)。
 (2) 事務所部分に経年相応の劣化(細かな傷や変色等)や汚損はあるが、特段の損傷等は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (物件2及び3建物所有者Bの息子)	本建物の1階倉庫(物件2)と2階(物件3)の事務所は、父Bが代表者を務める有限会社アルウッド建材が使用していましたが、同社は、令和5年4月から休業状態にあり、現在、破産手続中です。 2階(物件3)の居宅には、令和5年11月から私と妻子が住んでいます。父Bは、現在、介護施設に入所していますが、居宅内に父の物も残っています。私と有限会社アルウッド建材から父Bに賃料は支払っていません。 本土地所有者Aは、私の祖父であり、AとBは親子の関係になります。 本土地の南東側と南西側には、有限会社アルウッド建材の資材や廃材等が置いてあります。 父Bと有限会社アルウッド建材から祖父Aに対し地代は支払われていません。 本建物の階段下付近に井戸がありますが、水が出なくなっています。本建物の水回り設備に不具合はありません。 2階(物件3)のベランダは、建築当初から設置されていたと思います。 居宅部分のトイレ便器を4～5年前に交換しました。 居宅部分で令和5年12月頃まで猫4匹を飼っていました。 本建物は地震の時に揺れやすい印象があります。以前、洋室2の天井に突っ張り棒を設置したところ、天井と壁に隙間が生じました。 東日本大震災や大型台風の被害はありませんでした。 本土地の境界線について近隣との間で争いはありません。 (令和7年2月13日に電話聴取、同年3月5日に面談聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

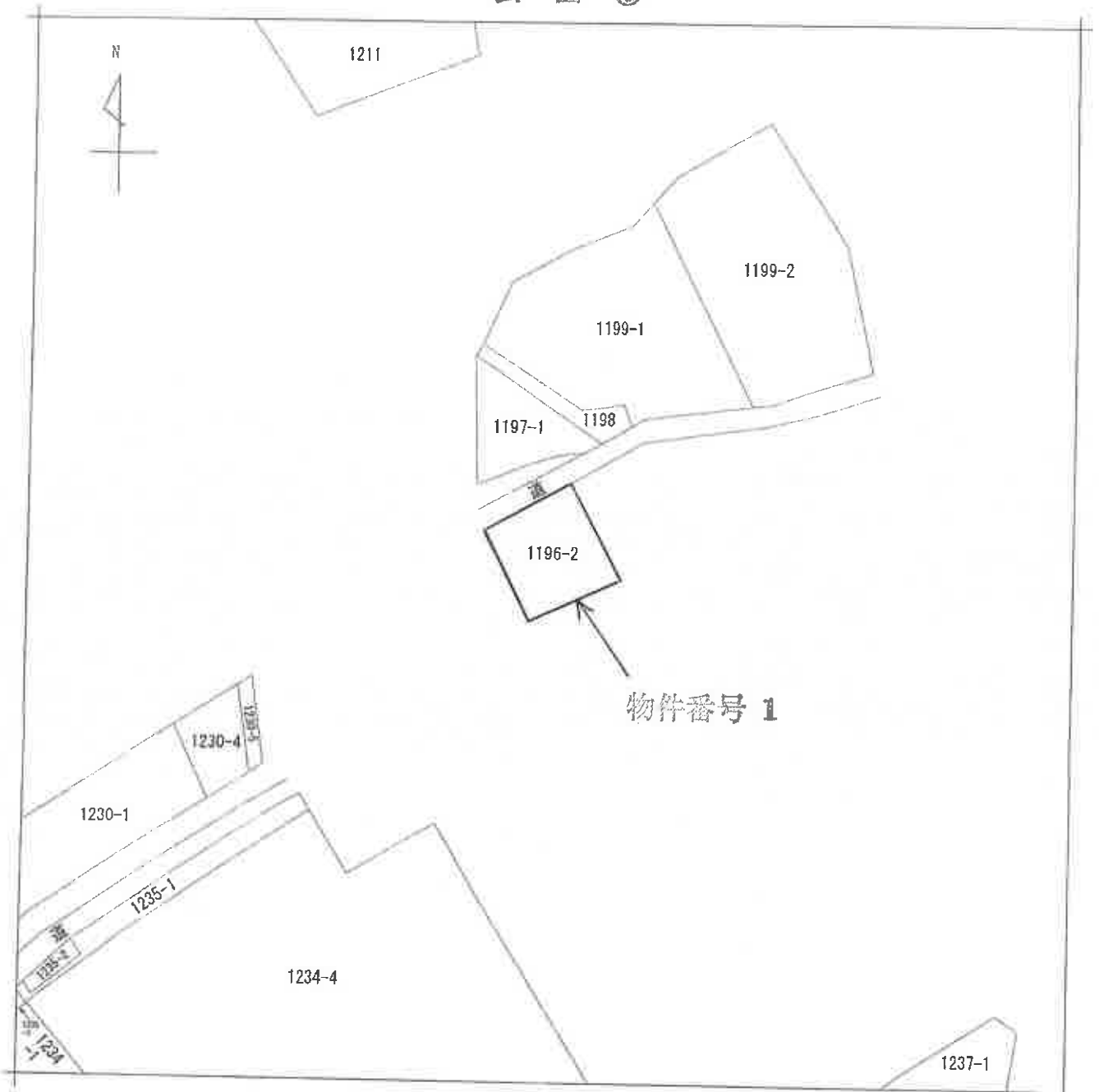
- 物件 2 及び物件 3 の事務所部分の占有関係については、C の陳述及び以下の状況から、B が代表取締役を務めている有限会社アルウッド建材による占有を認め、同社の占有権原を使用借権と判断した。
- ・ 物件 2 内部には同社の名称が記載された荷札ラベルや名刺が存在する。
 - ・ 物件 3 の事務所部分の玄関ドアには、「有限会社アルウッド建材」と表示されており、事務所プレートが貼付されている。
 - ・ 物件 3 内部には事務机や事務用品、商品カタログ等が置かれている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(10 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年2月13日 (木) ①13:53-14:00 ②14:20-14:35	①山武市役所課税課 ②物件所在地	①目的外土地周辺の地番図等取得 ②物件確認、占有調査、外観写真撮影、債務者兼所有者Bの親族と面会
7年2月13日 (木) 17:55-18:05	千葉地方裁判所 執行官室	Bの親族Cより本建物の占有状況等を電話聴取、同人と立入調査日の打ち合わせ
7年2月14日 (金) 16:00-16:05	千葉地方法務局 東金出張所	有限会社アルウッド建材の履歴事項全部証明書等取得
7年3月5日 (水) 11:30-13:30	物件所在地	Cの立会いのうえ評価人とともに立入調査、占有状況等確認、室内等写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



上横地
上横地

A3判をA4判に縮小

請求部	所在	山武市上横地字高塚				地番	1196番2			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治9年4月			備付年月日(原図)	平成5年10月			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局東金出張所管轄)

令和6年12月3日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：4-1

(1/1)

(12枚目)

登記年月日：昭和45年2月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方公務局東金出張所管轄)

令和6年12月3日 東京法務局中野出張所

(13 枚目)

登記官

請求番号：4-2

A3判をA4判に縮小

159806
地積

前1196新1196-2

地番

1196-1-2

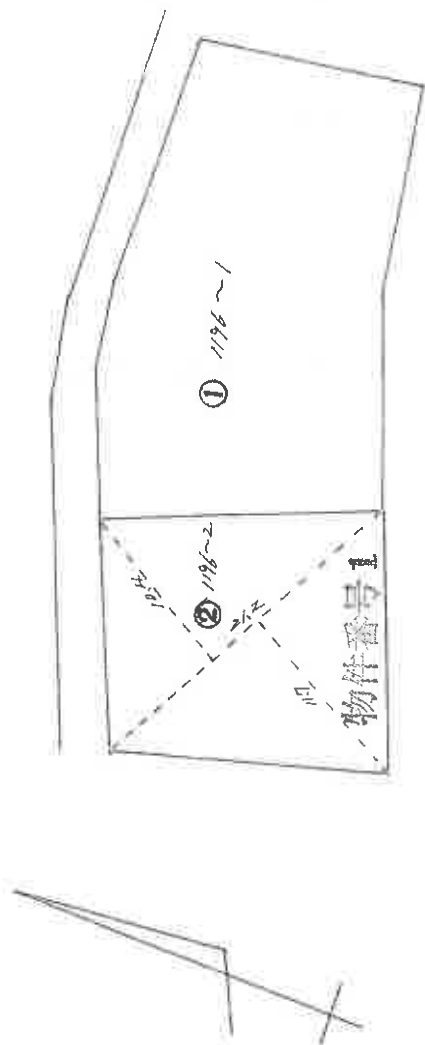
土地の所在

山武市
千葉県武蔵野市上城町字高塚

測量図

119807
45.2.17

昭和45年1月3日	作製年月日
作成者	申請人



$$\textcircled{2} \frac{21.2}{2} \times (11.7 + 19.4) = \frac{468.52}{2} = 234.26$$

面積 234 m²

(千葉県地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/300

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局東金出張所発行)

令和6年12月3日

東京法務局中野出張所

登記官

(14 枚目)

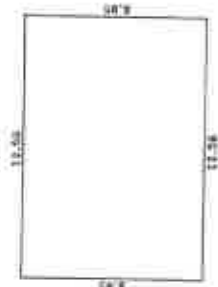
55075 各階平面図

建物図面

家屋番号 上調地 1196 番2 の1

建物の所在

千葉県千葉市上調地字高塚 1196 番地 2



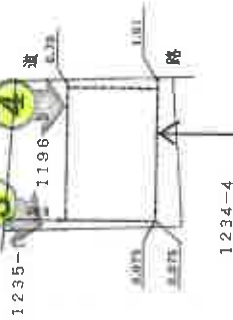
求積変

8.95 × 12.59 = 112.6805

床面積

112.68 m²

写真撮影位置と方向



物件番号 2

(建物の存する部分 1階)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

年12月14日(作製)

(千葉県土地家屋調査士会印)

縮尺番号

A3判をA4判に縮小

平成拾貳年拾貳月拾貳日

登記年月日：平成12年12月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方税務局(東金出張所)登録)

令和6年12月3日

東京法務局(中野出張所)

登記官

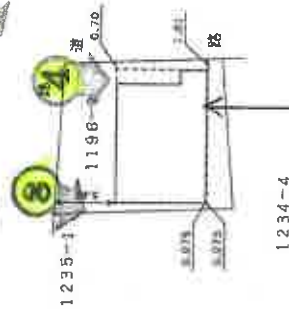
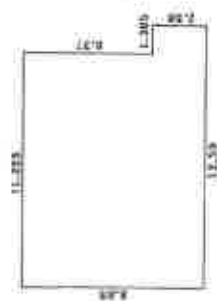
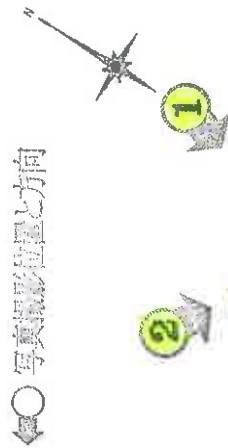
(15 枚目)

55076 各階平面図

家屋番号 上機地1196番2の2

建物の所在 千葉県成田市上機地字蔵郷1196番地2

建築物各階平面図



物件番号 3

(建物の存する部分 2階)

求積表

6.37 × 11.225	71.50325
2.58 × 12.59	32.4822
合計	103.98545
床面積	103.98 m ²

作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

12月14日(作製日)

(千葉県以上地家課課長(土会用紙))

請求番号

A3判をA4判に縮小

平成12年12月14日

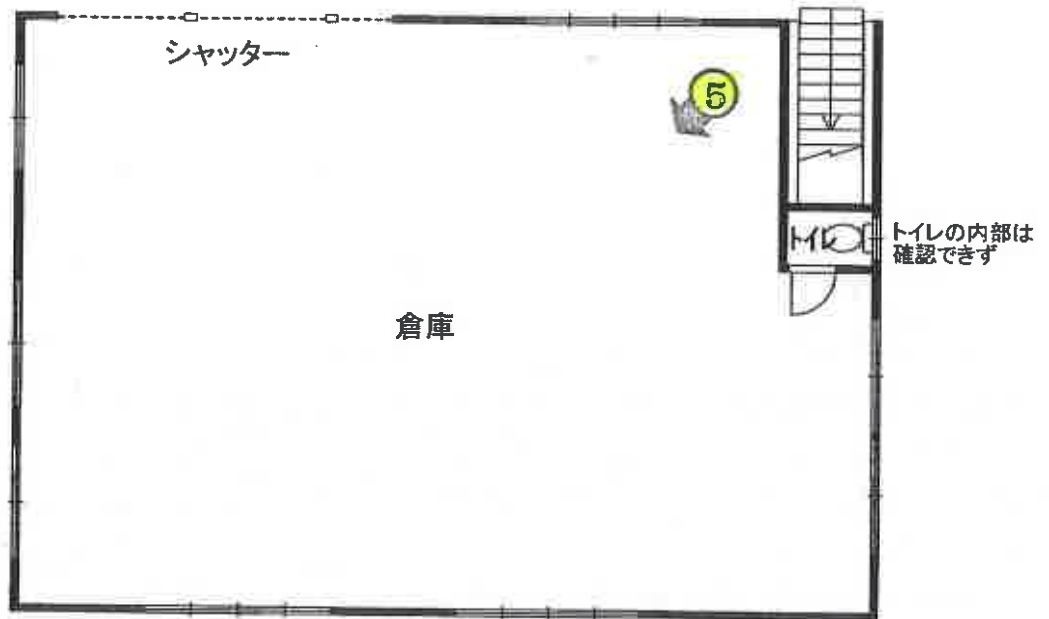


建物間取略図

(評価人作成)

◀○ 写真撮影位置と方向

【1階】



【2階】





①

物件2及び3を含む一棟の建物の外観



②

物件3(2階部分)

物件2(1階部分)

物件1
(駐車スペース)



③

大量の建築廃材等
が置かれている



④

物件3(2階部分)に上がる階段



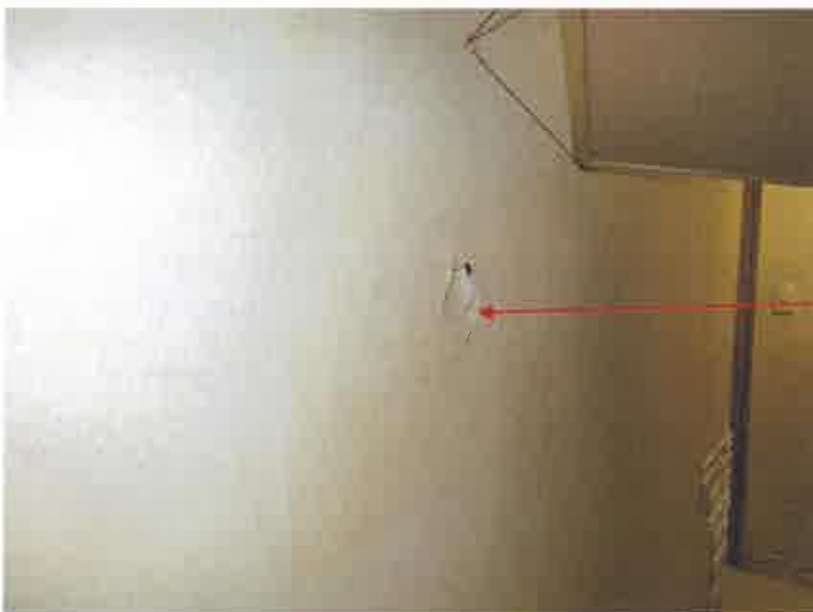
⑤



⑥



⑦



⑧

リビング内壁の穴



⑨

副本

令和6年（ケ）第511号

令和7年3月5日現地調査

令和7年3月6日評価

第K2506919号発行番号

令和7年3月21日提出日

千葉地方裁判所

民事第4部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

小塚隆雄

第1 評価額

一 括 価 格		
金 8,100,000 円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金	1,340,000 円
物件2（建物）	金	2,710,000 円
物件3（建物）	金	4,050,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2及び物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2及び物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左
2	物件目録記載のとおり。		同左 住居表示未実施区域
3	物件目録記載のとおり。		種 類：居宅、事務所 住居表示未実施区域
番号	特 記 事 項		
2、3	物件2及び物件3は区分所有建物であり、物件2及び物件3で1棟を構成している。		

物 件 目 録

1 所 在 山武市上横地字高塚
 地 番 1196番2
 地 目 宅地
 地 積 234.00平方メートル

所有者 A

2 (一棟の建物の表示)

所 在 山武市上横地字高塚1196番地2
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
 床 面 積 1階 115.93平方メートル
 2階 107.23平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 上横地1196番2の1
 種 類 倉庫
 構 造 鉄骨造1階建
 床 面 積 1階部分 112.68平方メートル

所有者 B

3 (一棟の建物の表示)

所 在 山武市上横地字高塚1196番地2
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
 床 面 積 1階 115.93平方メートル
 2階 107.23平方メートル

(専有部分の建物の表示)

物 件 目 録

家屋 番号 上横地1196番2の2

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 2階部分 103.98平方メートル

所有者 B

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR総武本線、JR東金線「成東」駅の東方・約3.9km(道路距離) 最寄バス停「富口」の北東方・約2.3km(道路距離) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	農地、山林の中に住宅が散見される地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しな い一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	無指定
	建 蔽 率	指定 60%
	容 積 率	指定 200%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 の 規 制	建築基準法第22条及び第23条指定区域
		山武市景観条例
画 地 条 件 (規模、形状等)	形 状 :(ほぼ台形) 地 勢 :(平坦) 接道方位 :(北西・北東) 間 口 :(北西側約13m) 奥 行 :(約17m) 地 積 :(234㎡) (登記) 接 面 道 路 と の 関 係 :(角地) 隣 地 と の 高 低 差 :(南西側隣接地及び南東側隣接地と等高に接す)	
接 面 道 路 の 状 況	北西側（市道） 路線名（03-0046号線） 幅員（約5m） 連続性（普通） 舗装（有） 歩道（無） 側溝（無） 高低差（道路と概ね等高）	
	北東側（赤道） 路線名（道路認定無し） 幅員（約3～3.5m） 連続性（劣る） 舗装（無） 歩道（無） 側溝（無） 高低差（道路より約0.4m高く接す）	
	建築基準法上の種類	北西側： 建築基準法第42条1項1号 北東側： 建築基準法上の道路ではない
	セットバック	不要
	再建築の可否	可能

土地の利用状況等	物件1	物件2建物及び物件3建物の敷地
	隣地	・北西側：市道を介して林地（一部墓地）等 ・北東側：赤道を介して畑 ・南東側：山林 ・南西側：山林
供給処理施設 敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」無い場合を「なし」とした。	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし	
土 壌 汚 染 等	1. 地歴調査及び地図調査を行ったところ、物件1は従来農地、山林であった土地を宅地へと転換した土地であり、土壌汚染の存在する可能性は低いと推定する。 2. 現在、物件2建物及び物件3建物の敷地であり、地下埋設物の存否は確認できないが、現地調査の範囲では、現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。 3. 山武市歴史民俗資料館への聴取によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。	
特 記 事 項	1. 物件1の敷地の範囲、境界については、北東側はブロック塀、フェンス等により明瞭に判別されるが、南西側及び南東側については判然としていない。現況の地形はほぼ地積測量図に符合するものと推測する。 2. 物件1の北端付近に有限会社アルウッド建材のポール看板が存している。また、物件1の南西側、南東側には有限会社アルウッド建材の廃材と推察される建築資材等が置かれている。占有者C（建物所有者Bの息子）によると、有限会社アルウッド建材と土地所有者Aとの間に金銭等の授受はないとのことであるので、有限会社アルウッド建材の土地利用権は使用貸借と認定した。 3. 物件2及び物件3建物の北西側にスチール製の物置が存するが定着性がないため動産と認定した。 4. 物件1の西端付近にNTTの電柱が存している。NTTへの聴取によると、当該NTT電柱は物件2、物件3への単独引込用の電柱となるため敷地料は支払われていないとのこと。また、現在は利用されていないため、土地所有者からの依頼によりNTTの費用にて撤去可能とのことである。 （撤去の連絡先はNTT工事会社エクシオグループ090-3338-7586）。なお、現在、物件2、物件3への電線等は道路反対側の電柱から引き込んでいる。	

5. 物件2及び物件3の北側付近に井戸が存しているが、占有者Cの陳述によると水が出なくなっているとのこと。
6. 北西側市道との境界は明瞭ではない。物件1の北東側のコンクリートブロック塀が越境している可能性がある。
物件1の北西側、南西側及び北東側において、樹木の枝葉が物件1と隣接地の間で相互に越境している。
7. 物件1の南西側及び南東側に、有限会社アルウッド建材の廃材と推察される建築資材が置かれているが、置かれている範囲は物件1のみならず隣接地も含まれている可能性が高い。
8. 北東側赤道は、雑草が生えているが、付近住民に利用されているとのこと。
9. 山武市消防防災課での聴取によると、洪水、土砂災害のリスクは確認されないとのこと。詳細は『山武市ハザードマップ』ご参照。

2 建物の概況等

(1) 一棟の建物の概要

建 物 の 用 途	倉庫・居宅・事務所 (総戸数2戸)
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載)：平成12年12月13日 新築 経 過 年 数：約24年 経済的残存耐用年数：約9年
構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
仕 様	屋 根：亜鉛メッキ鋼板ぶき 外 壁：ボード等
設 備 等	供給処理施設：電気、上水道 駐 車 場：物件2及び物件3と道路との間が駐車スペースとなっている。 そ の 他：井戸設備
建 物 の 品 等	使用資材：普通 施 工：普通
管 理 の 状 況	普通 ・ 外壁ボードの目地が劣化しヒビが確認された。以上のほかは建物外部については、概ね経年相応の減耗等が生じているものと判断される。
特 記 事 項	1. 建築確認：平成12年9月20日・第H12認建山土1014号 完了検査：なし 2. 当該建物の使用資材、建築時期等から推察するに石綿（アスベスト）を含有する資材が使用されている可能性は低いと推察される。 3. 物件2及び物件3は区分所有建物であり、いずれの所有者もBである。なお、外階段は共用部と判断した。 4. 占有者Cの陳述によると土地所有者Aと建物所有者Bは親子関係にあり、金銭等の授受はないとのことであるので物件2及び物件3建物の土地利用権は使用貸借と認定した。 5. 占有者Cの陳述によると、台風や東日本大震災では特段の被害はなかったとのことである。 6. 物件2と物件3の往き来の手段は外階段のみとなる。

(2) 専有部分の概要 (物件2)

構 造	鉄骨造 1 階建
位 置	1 階
床 面 積	112.68 m ² (内法面積：登記面積) 115.93 m ² (壁芯面積：登記面積)
現 況 用 途 等	倉庫 1フロア (別添建物間取略図参照)
仕 様	天 井：鉄板等 床：コンクリート等 内 壁：シート等 設 備：水洗トイレ ※占有者Cの陳述による (電気、上水道、浄化槽) そ の 他：－
品 等	倉庫として普通
保守管理の状態	普通 ・ 雨漏と推察される跡が北東側内壁シートに見受けられ、鉄部には塗膜の劣化が見受けられた。トイレの稼働状況は、入口に資材等が置かれており確認できなかった。なお、建築建材等が多数存しており、目視で確認できた箇所以外にも劣化している箇所が存する可能性がある。以上のほかは概ね経年相応の減耗等が生じているものと判断される。
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	占有者Cの陳述によると、令和5年4月頃まで有限会社アルウッド建材が占有し、営業していたとのことである。有限会社アルウッド建材（代表はB）と建物所有者Bとの間に金銭等の授受はないとのことであるので使用貸借と認定した。
特 記 事 項	1. 内部には、有限会社アルウッド建材の所有とみられるサッシを中心とする建築資材、工具等が存し、不要になった電化製品等も置かれている。 2. 出入口のシャッターは手動である。 3. 占有者Cの陳述によると特段不具合はないとのこと。

(3) 専有部分の概要 (物件3)

構 造	鉄骨造 1 階建
位 置	2 階
床 面 積	103.98 m ² (内法面積：登記面積) 107.23 m ² (壁芯面積：登記面積)
現 況 用 途 等	居宅 4 LDK + 事務所 (別添建物間取略図参照)
仕 様	天 井：クロス等 床：フローリング、畳等 内 壁：クロス等 設 備：洗面台、水洗トイレ、キッチン、浴室 (電気、上水道、浄化槽) そ の 他：－
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る ・ 全体的にクロスが劣化しており剥離、汚れが見受けられた。クロスのカビ、ひび割れ等は洗面所、洋室 3、洋室 4 を中心に見受けられた(間取略図ご参照)。トイレはクロス等の汚れが目立つが、占有者Cの陳述によると便器は 4～5年前に交換したとのこと。ドアや壁に 20cm 程の穴が複数開いており、一部は紙・シール等で簡易補修されている。穴が確認できた箇所は、洋室 1、洋室 2、洋室 3 及びトイレのドア、リビング及び洋室 4 の内壁等である。洋室 2 で天井と壁の間にスキマが確認された。占有者Cの陳述によると、つっぱり棒を縦に設置した際に、天井が浮いたとのことである。全体的に巾木の劣化や剥離が見受けられた。 居宅部分には、家財道具、電化製品、生活雑貨等が存在し、事務所部分には事務用品が存在し、確認できた箇所以外にも劣化している箇所が存する可能性がある。以上のほかは概ね経年相応の減耗等が生じているものと判断される。

専有部分の 利用状況等	物件3は、居宅部分と事務所部分に分かれている。玄関は別々に設置され、内部での往き来はできない。（間取略図ご参照） 居宅部分は、建物所有者B及び占有者Cが占有し、占有者Cが家族ともに居住している。 事務所部分は、有限会社アルウッド建材が占有し、事務用品等が存在するが、営業はしていない様子である。 占有者Cの陳述によると、建物所有者Bと有限会社アルウッド建材との間に金銭等の授受はなく、また、建物所有者Bと占有者Cとの間にも金銭等の授受がないとのことであるので、物件3建物は使用貸借と認定した。
特記事項	1. 占有者Cの陳述によると令和5年12月頃まで猫を4匹飼っていたとのこと。爪の研ぎによる影響が壁クロス等に見受けられた。 2. 占有者Cの陳述によると、地震の際には揺れやすい印象があるとのことであった。なお、2階においてビー玉は転がらなかった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	10,000	0.96	234	1.00	2,246,000

ア 標準価格：（公示価格等からの規準）

地価公示等（基準地 山武（県）-6）

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 10,500 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{(99.4)}{100} & \times & \frac{100}{(104)} & \times & \frac{100}{(100)} & = & 10,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位+4% （格差率） 104

◇ 地 域 格 差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。 （格差率） 100

標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：方位+1%、電柱ありも撤去可能±0%、境界不明瞭
（相乗積） -2%、南西側・南東側隣接地が山林による日照等 （格差率） 0.96
-3%

ウ 地 積：登記簿数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。 （格差率） 1.00

②（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価額を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積※ (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価額 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ = エ
2	110,000	115.93	0.310	3,953,000
3	200,000	107.23	0.279	5,983,000
計				9,936,000

※現況を鑑み、壁芯面積を採用した。

ウ 現価率

物件 番号	(1)耐用年数法 (定額法)				(2)観察減価率	現価率 (1)(D)×(2)
	(A) 残価率	(B) 経済的残存 耐用年数	(C) 経過年数	(D) 定額法に よる現価率		
2	5 %	9年	24年	0.31	±0% (1.00)	0.310
3	5 %	9年	24年	0.31	▲10% (0.90)	0.279

(1)耐用年数法(定額法)

$$(D) \text{定額法による現価率} = \left[1 - (1 - A) \times \frac{C}{(B + C)} \right]$$

(A).残価率
(B).経済的残存耐用年数
(C).経過年数

(2)観察減価率

保守管理状況等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ＝ウ
		率	利用権等	
1	2,246,000	0.10	使用借権	225,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,246,000	－ 225,000		0.95	0.70	1,340,000
2	3,953,000	＋ 117,000	1.00	0.95	0.70	2,710,000
3	5,983,000	＋ 108,000	1.00	0.95	0.70	4,050,000
一括価格 (合計)						8,100,000

イ 各建物に加算すべき土地利用権価格を以下のとおり各建物の占有面積の割合により按分した。

	占有面積	(割合)	土地利用権等価格	占有面積割合	各建物に帰属する土地利用権等価格
物件2	約115.93㎡	(0.52)	225,000 円	× 0.52	＝ 117,000 円
物件3	約107.23㎡	(0.48)	225,000 円	× 0.48	＝ 108,000 円

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：残置物が存すること、倉庫事務所兼居宅であることの市場性、建築資材の越境の可能性等を考慮した。

オ 競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

- ・ 基準地価格（山武（県）-6）

所 在	山武市小泉字上野場 1 1 1 9 番 1 9 外
価 格	10,500円/㎡
位 置	JR総武本線，JR東金線「成東駅」の東方約4.2kmに位置する。
価 格 時 点	令和6年7月1日
地 積	139㎡
供 給 処 理 施 設	水道
接 面 街 路	南西5m私道
用 途 指 定 等	非線引都市計画区域、用途無指定区域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要	中小規模住宅が多い郊外の閑静な戸建住宅地域

第7 附属資料

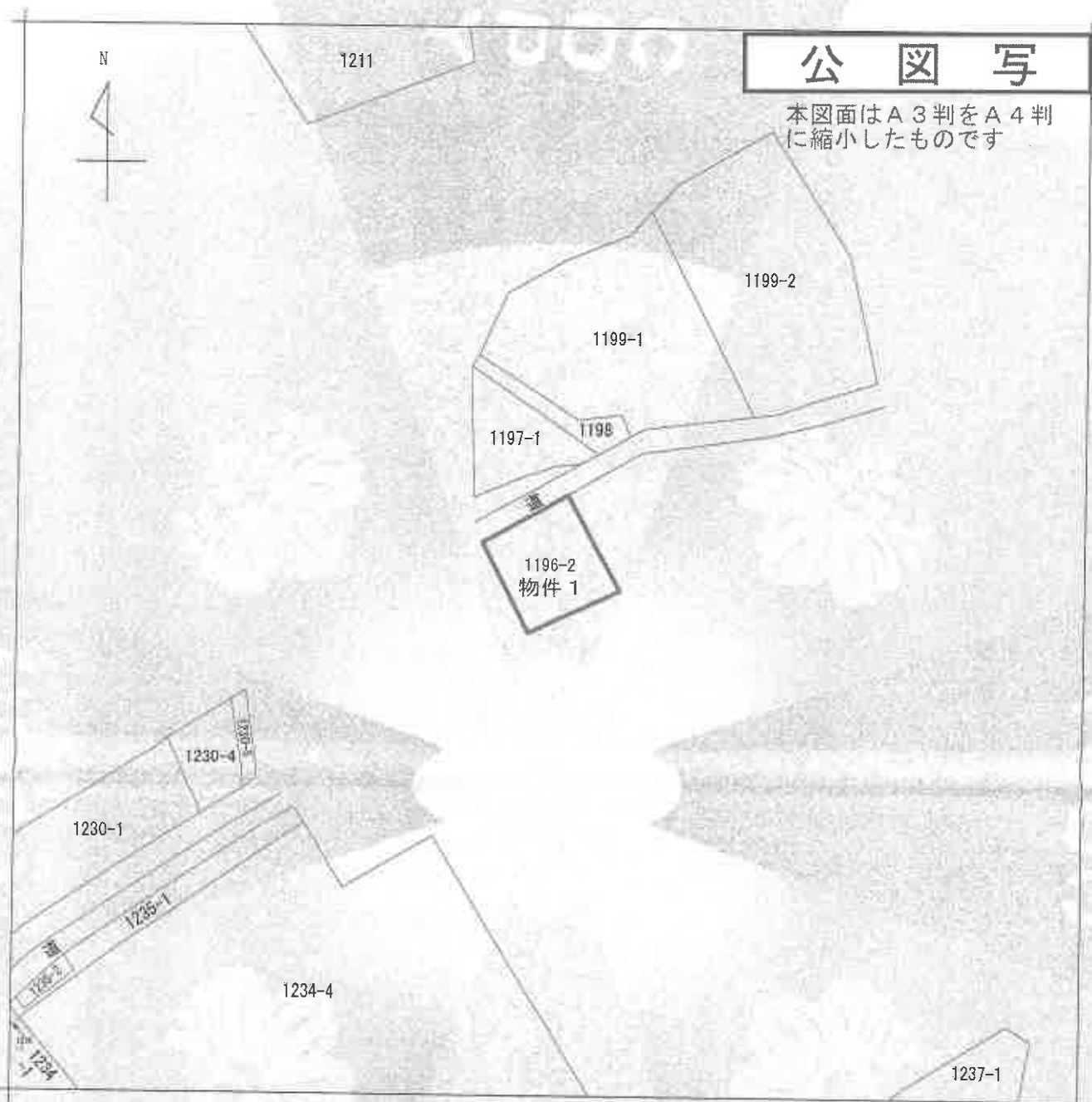
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 建物間取略図

以 上

[illegible]

地理院タイル（国土地理院）を利用して作成

--	--	--	--	--	--



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 上横地
B 上横地

請求部	所在	山武市上横地字高塚				地番	1196番2			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治9年4月				備付年月日 (原図)	平成5年10月			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方法務局東金出張所管轄)

令和6年12月3日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：4-1

(1/1)

登記年月日：昭和45年2月17日

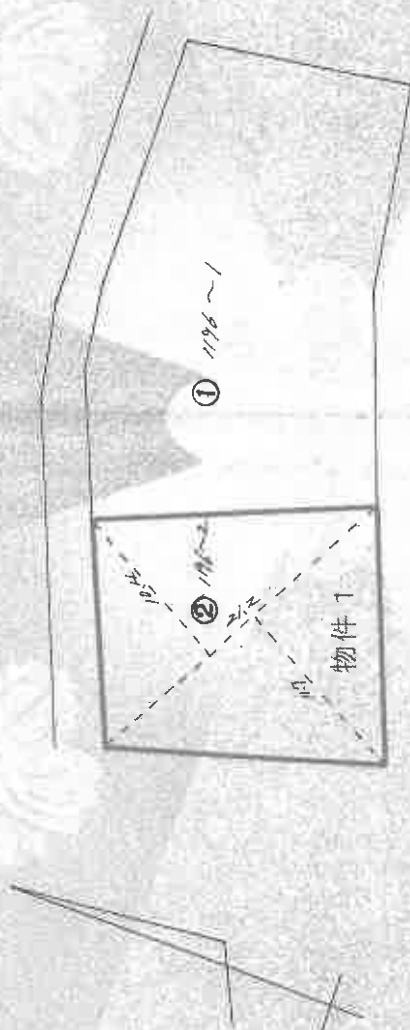
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(千葉地方裁判所東金出張所管轄)
令和6年12月3日 東京法務局中野出張所

159806 積 測 量 図

地 番	前1196新1196-2 1196-2
土地の所在	山 武 市 千葉県山武郡成東町上須地字高塚

45-2-17
10802

作 製 年 月 日	作 製 者	申 請 人
昭和 45 年 1 月 30 日		



② $212 \times (11.7 + 11.4) = 468.72$
 $\frac{1}{2} \quad 234.36$
 $\frac{1}{2} \quad 234.36$

(千葉土地家屋調査士会 用紙)

縮 尺	1/300
-----	-------

登記年月日：平成12年12月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉地方支務局東京出張所管理)

令和6年12月3日

東京支務局中野出張所

登記官

55075 各階平面図

建物図面

家屋番号 上巻地 1196 番2 の1

建物の所在

千葉県千葉市上野地区字院坂 1196 番地2

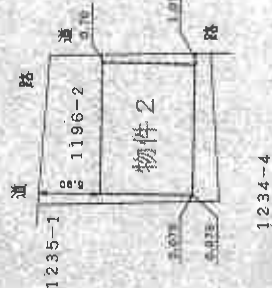


求積表

8.95 × 12.59 = 112.6805

床面積

112.68 m²



(建物の存する部分 1階)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 500

平成12年12月14日(印)

(千葉県土地家屋調査士会用紙)

平成拾貳年拾貳月拾四日

登記年月日：平成12年12月14日

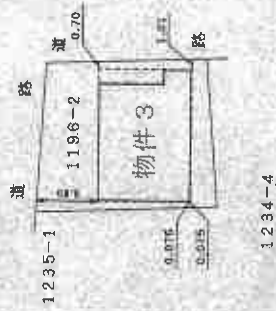
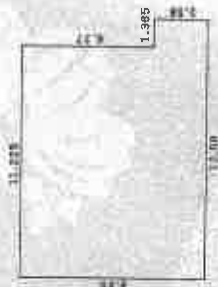
55076 各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 上欄地1196番2の2

建物の所在

千葉県千葉市上欄地字地番1196番地2



求積表

6.37	×	11.225	=	71.50325
2.58	×	12.59	=	32.4822
合計				103.98545
床面積				103.98 m ²

(建物の存する部分 2階)

作製者

12月14日(作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(千葉県土地家屋調査士会印紙)

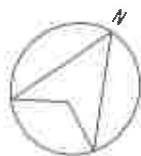
平成拾貳年拾貳月拾四日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方務局東金出張所管轄)

令和6年12月3日 東京法務局中野出張所

登記簿

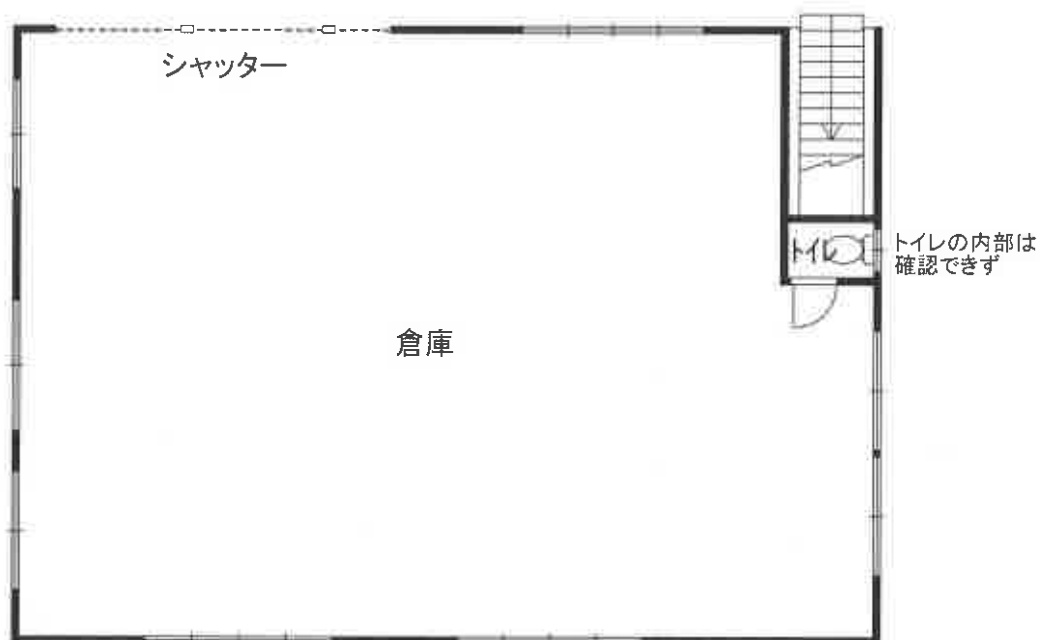
調査番号：4-1



建物間取略図

(評価人作成)

【1階】



【2階】

